

第9回新城市地域産業総合振興条例審議委員会会議録

平成27年9月9日（水）午後7時～午後9時
市本庁舎2階 政策会議室

○加藤宏信副課長 皆さん、こんばんは。

定刻になりましたので、第9回新城市地域産業総合振興条例審議委員会を開会いたします。

会を始めるに当たりまして、委員長、挨拶をお願いいたします。

○鈴木誠委員長 皆様、こんばんは。

今日は台風がまさにこちらのほうへ直撃する中でこの会も開催できるかどうか随分危ぶまれたところがありました。

昨日の夜からいろいろと連絡の取り合いをして、もしできない場合の運営のあり方とかいろいろな予測を立てて準備をしまいたったわけですが、皆様方の御協力でこのように第9回の審議委員会を開催する運びとなりました。まずもってお礼を申し上げます。ありがとうございます。

きょうは、最終の審議をいただきまして、その上で市長のほうに答申をするという段取りになっております。最後ではありますけれども、改めて今後、内容を充実させていく上で必要な御指摘等をいただきましたら幸いです。最後まで忌憚のない御意見を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○加藤宏信副課長 ありがとうございます。

それでは、お手元の次第に沿って進めてまいります。

1番目といたしまして、報告事項。前回会議録の要旨について説明させていただきます。

○内藤晃吉副部長 それでは、事務局のほうから御報告をさせていただきます。

ちょっと座って説明させていただきます。

審議事項の時間のほうを優先させていただきますので、手短にお話をさせていただきます。

第8回なのでありますが、条例条文の内容確定ということで御審議いただきましたけれども、第7回審議委員会で御審議いただき、修正したものを市役所行政課法務係のほうで一度全体を見てもらいまして、法令審査の観

点から表記を改めたものをたたき台として使用いたしました。

第8回の審議では「市長の責務」、それから「市民の役割」につきまして特に多くの意見をいただきまして、大変密度の濃い御審議をいただけたものと思います。

今回の資料No. 2のところをごらんいただきたいのですが、ここで「第8回審議委員会の会議録」をつけました。詳細につきましては、資料を御確認くださいようお願いいたします。

なお、内容で不都合な点がございましたら、今週中に事務局まで連絡していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○加藤宏信副課長 続きまして、次第2番目になります。審議事項に入らせていただきます。

答申書の案について説明をさせていただきます。

○鈴木誠委員長 きょう、最終回ということで、条例の素案について、この間、皆様方からいただいた内容の確認と、そして了承をいただきたいと思っています。

既に口頭で内容について了解をいただいている分もありますが、改めて内容について総括をしておきたいと思っています。

そして、7時30分ごろに皆様の了解を得られた後、市長のほうに全員で答申をするという段取りになりますので御了解ください。

それでは、まず紹介させていただきます。

資料のNO. 3という資料の後から出てまいります、「(仮称)新城市地域産業総合振興条例素案について」と題したところをごらんください。新城市地域産業総合振興条例審議委員会の名のもとです。

その裏面に、1ページ、目次とありまして、「はじめに」が出てまいります。

まず、この間、皆様方から第7回の最後のところ、最後に発言いただいたのは松本さん

なのですけれども、の御意見のところまでを全て確認をして、それで文案を作成いたしました。

「はじめに」のところ、こちらのほうは、新城市が抱えている状況についてです。ここをざっと読ませていただきます。

「21世紀に入り、新城市の地域産業は大きな転機を迎えています。少子化の加速、労働力の不足、グローバル競争が進展することで、地域の中小企業経営は厳しさを増しています。他方、農業では6次産業化、企業の参入、大規模化などが進行し、農産物の品質向上・高付加価値化とともに価格競争が激化するなど、少子高齢化やグローバル化に左右されるようになってきました。

同時に、地域産業振興は、従来の企業誘致や雇用形成、所得の向上にとどまらず、地域の歴史文化の継承、里山保全、地域コミュニティの再生、自然環境の保全なども目的にして取り組む必要性が高まってきました。

国においては、平成22年6月に『中小企業憲章』が閣議決定され、その憲章には国の具体的な取り組みとしての「行動指針」が示され、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意が宣言されました。愛知県においては、こうした動きに呼応して、平成24年10月に『中小企業振興基本条例』を制定し、地域産業振興の一環として県内の中小企業の振興を積極的に推進していく方針を示しました。

新城市では、平成27年度に新東名高速道路愛知県内区間が開通し、市内にインターチェンジが開設されます。こうした交通環境の変化は、市民の生活圏の拡大や都市農村交流を進展させ、本市の地域経済の発展にとって大きなチャンスになることが期待されます。しかし、他方では、労働力の流出によって市内中小企業の経営困難を招き、人口流出による中山間地域の空洞化、里山や田園風景など自然環境の荒廃などを生むことも心配されて

います。

穂積市長は、平成25年11月の市長選挙において、本市が直面する地域経済の様々な困難や未来への可能性を念頭に置き、本市の地域産業に関する振興条例の策定を、第3期マニフェストの重点政策の一つとして位置付けました。また、この条例の制定による地域産業の振興は、新城市総合計画の後期計画(平成27年度～平成30年度)においても、市の重要な施策に位置づけられました。

このような状況から、市民、事業者、産業界の相互連携を市内はもとより市外とも強化し、本市の地域産業の総合的な振興策を展開していく基盤として、地域産業の振興に向けた条例の制定とその推進体制について諮問されました。そして、その検討は、平成26年7月から新城市地域産業総合振興条例審議委員会で取り組まれてきました。その成果を以下において報告いたします。」

ということで、以下、内容が記されております。

既に委員の皆様方、お読みいただけたというふうには思いますが、この中で、「2 答申にあたって」というところ、こちらは、この間の委員会で重視してきたプロセスをこの中で紹介しております。

内容は御確認いただいていると思いますので、省かせていただきます。

4 ページのほう、こちらはその一環ではありますが、その途中で「以上、」というところをごらんください。ちょうど上から3つ目の段落に当たってまいります。

「以上、これまでの答申に至った経緯を見てきましたが、この委員会が最も重要視してきたことは、政府の地方創生における地域産業振興の方向性を踏襲するなど政府方針に従属するのではなく、新城市内の産業課題等を市民の生活目線でとらえるとともに、独自の調査研究を通して、正確な課題の把握に努め、地域産業政策の意義、責務や役割、方向性、

政策の推進体制などを組み立てるという点でした。

こうした観点で審議委員会の回数を重ねることによって、私たちは、産業振興とは国の補助金等によって取り組む行政施策を言うのではなく、市民が働きがいを得られる職場をつくること、すべての市民が潜在能力を發揮できる条件を制度として整備することに気づきました。そして、そうした施策は、行政のみで作るのではなく、市民や事業者、行政区等と協力連携し、まさに市民協働によって策定し、運用することが重要であることを知りました。

さらに、産業政策は、働く機会をつくることに終わるのではなく、地域の自然環境を保全し、歴史文化を継承し、未来に向けて新都市をよりよいまちへと再生・創造していくことに通じなければならないことにも気づきました。

以上のような気づきや認識を深めたことで、私たちは条例内容に「産業自治」という言葉を盛り込みました。すなわち、市民、事業者、市、行政区等が協働し、近隣地域や大都市、国外とも連携しながら産業を生み育て、そうした産業が新都市をよりよい都市へと導くという社会目標を込めて「産業自治」を条例素案に謳いました。その際、自治基本条例との整合性にも十分な注意を払ったことは言うまでもありません。」

ということで、この条例に込めた思い、願いというものを表現をしたというところです。

特に委員の皆さんからは、内向きではいけないということで積極的に国際化との連携・調整という観点もこれからの若者なりを意識して入れ込むべきだという御指摘もいただきましたので、文言はわずかですけれども、そういう観点も紹介しております。

以後、5ページ、そして6ページ、7ページ、このあたりはこの間のプロセスを紹介しております。

それから8ページ、ここはヒアリング調査を79事業所の御協力を得て行いました。本来であれば細かなクロス集計分析などの、ヒアリングですから内容を紹介したり、あと、アンケート調査をやっておりますので、そういったところもデータを紹介すればよかったかもしれませんが、今回はコンパクトに要点を特に皆さんに見ていただきたい、非常に個々のコメントを並べたいということで整理をして並べております。

それから、アンケートのほうです。13ページ、こちらアンケートとして紹介しておりますが、グラフ等は特段使っておりませんが、ポイントを5つほどに整理をして述べております。

15ページから、こちらは今回のヒアリングの中でも初めて女性の事業者の皆さん、ここでは女性起業家という表現を使っておりますが、御協力を得て意見をいただきました。特に新都市は県内でも唯一、消滅可能性都市というふうに名前を挙げられて紹介された都市ではあります。20歳から39歳の女性の皆さんがこれから半減をする可能性のある都市だというふうに中央のほうでは言っておりますけれども、地方ではそのようなことを見なさないで、男性も女性も若者もベテランも、ここで暮らしていく上で必要な生活の機会を確実に得ていくために、どのような条例の考え方が必要なのかということになるべくまとめたいという思いがあって、女性起業家の、事業者の意見を整理しておきました。

通し番号でいっておりますから、ポイント6から始まっておりますけれども、全てで16のポイントをこの中で整理いたしました。

皆様方に読んでいただけたのは、この間、ポイントの整理ができた段階であったとは思いますが、もし、不明なことがありましたらまた後で御指摘いただければというふうに思います。

そして21ページ、これが条例素案の構成

になります。ここまでのプロセスを経て、以下、条例の条文案を紹介させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、ざっと紹介させていただきます。

新城市地域産業総合振興条例（素案）

「新城市は、豊かな自然と歴史に恵まれ、東三河、遠州及び南信州からなる三遠南信地域の人的交流の要所として発展し、様々な産業を育ててきました。

こうした産業は、日本経済の成長とともに発展し、本市に暮らし、就業の機会を求める市民に対して、雇用の場を提供するとともに、所得をもたらし、消費を通じて安定した地域経済の発展に貢献してきました。

産業の発展は、地域経済の発展を通じ、個性あふれる固有の産業や伝統技術を育み、今日に伝えています。

少子高齢化が加速する今日、本市が魅力と可能性のあふれる都市として存在感を高め、市民が求める行政サービスを提供できる自立した都市であり続けるためには、これまでに培ってきた産業や伝統技術の継承に加えて、新たな取り組みが必要といえます。」

このところは、委員の皆様方からぜひ協調すべきだという指摘をいただいたところです。

「未来の新城市を展望するためには、市民、事業者、市、行政区等が連携し、地域経済が持続的に発展するよう、きめ細かな支援を図るための体制を今こそ構築することが重要であるといえます。

そこで、本市では、三遠南信地域を始めとした近隣地域や大都市、さらには国外との交流連携を図りながら、こうした体制を築き、地域産業を総合的に振興することをめざして、この条例を制定します。」

こういう前文に落ちつかせました。

目的のところは第1条として「この条例は新城市の地域産業の振興に関して基本的な事項を定め、市民、事業者、市、行政区等が協

働し、本市の自然、生活環境、歴史文化、技術、資本、人材等を活かし、持続可能な地域経済を築くことを目的とします。」という文案にまとまりました。

以下、定義については、第2条の1号、2号、3号から並べておりますが、4号の地域産業についての定義を若干変更しました。

一番最後の一文だけですけれども、「事業者が、自然、生活環境、歴史文化、技術、資本、人材等を活かし、市内、三遠南信地域を始めとした近隣地域や大都市及び国外との協力連携を図りながら、人々が働き続けることのできる職場を創出し、よりよいまちを未来に向けて創造する産業をいいます。」という一文を、これも御指摘があったものですから加えて直しました。

第5号は同様です。

そして、市長の責務、23ページに当たります。こちらのところも御指摘をいただいたもので修正をしています。「市長は、」以下、「定めるものとします。」というふうな、ここを議会のところも同様の表現に統一をいたしました。

事業者の役割をごらんください。「事業者は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとします。」ということで、こちらはこの間の御指摘を踏まえて同様に整理しました。

市民の役割、第6条。ここはたくさん御意見をいただきました。そこで、「市民は、事業者が地域の環境や福祉の向上に寄与し、事業活動に励んでいることを理解し、次に掲げる事項に協力し、地域産業の振興に努めます。」

では、その努めることということで、

「(1) 事業者が提供する商品及びサービスに関心を深め、購入するよう努めること。

(2) 事業者が提供する商品及びサービスについて、事業者に対して提案し、又は意見を伝えるよう努めること。」というふうに整理をしました。

第7条、こちらもたくさん御意見をいただきました。特に第6号のところ。ここは東海地震だけではなくて自然災害という言葉を入れて広く災害に備えていくことも産業としてこれから重要な観点であるということで、そのための支援が必要だという文言にいたしました。

そして、25ページをごらんください。

それから第9条で、3年を超えない期間とするというふうに見直しの期間もここに明記をいたしました。

そして最後、25ページ、「4 終わりに」というところをごらんください。

ここに、最後に、委員の皆様方の意見をもう一回全部読み上げた上で、これだけの言葉ですけれども整理をしました。

「私たち新城市地域産業総合振興条例審議委員会委員16名は、平成26年7月に条例のあり方等を検討するため、穂積亮次市長から委嘱を受けました。

以来、9回に及ぶ審議委員会を開催するとともに、その委員会で新城市における地域産業総合振興条例素案に盛り込むべき内容を検討するために、条例策定の先例地を訪問しての状況調査、」これは、事務局が4自治体を訪問いたしましたして、皆様方にこの間の議論で必要な情報提供をいたしてまいりました。安城市、知立市、そして高浜市並びに千葉県の佐倉市です。ということです。それ以来、9回に及ぶ委員会等を行って、「そして市内でも79の事業所のヒアリング調査、865人の従業者等へのアンケート調査を行いました。さらに市内の女性起業家との意見交換、若者会議への参加による情報収集等も行い、貴重な意見を多数得ることができました。

その他、自治基本条例に基づき設置された市民自治会議へも参加し、意見聴取にも取り組みました。

本答申は、以上で紹介してきた委員の回を重ねた熱心なグループ討議の結果であると

もに、女性起業家をはじめ市内の事業者や従業者の実態調査で明らかとなった思いや意見にもとづき、取りまとめたものです。

今後、これまでの議論の過程や成果を十分に活かされ、新城市の未来につなぐ、画期的な地域づくり政策の一つとして、(仮称)新城市地域産業総合振興条例を制定されることを切に願います。」

というふうにまとめました。

途中、若干、文字が間違っていたりとかするところもありましたが、最終にまた修正をいたしますけれども、内容としては以上の形で答申をいたしたいと思います。

最後に委員の皆様方から感想や、あるいは御注文がありましたらぜひお願いしたいと思います。

短い時間の中でもありますがいかがでしょうか。

では、私のほうから1つ追加をさせていただきます。

実は、答申案についての意見について、今年度から委員になっていただきました村松委員から、医療・介護に関する文言が条例素案の中でやはりないのではないかと御指摘をいただきました。

まさにそのとおりで、福祉という観点は入れておりましたが、医療という言葉が、これ、議論はしておりましたが、この条例素案の中では入れ込むことができませんでした。

今後、この地域産業総合振興指針並びに計画をつくる過程でこの医療・介護、あるいは医療・福祉という分野は間違いなく産業の重要な柱として入ってまいりますので、その位置づけと実施を進める中で3年以内の見直しという観点でまたこの委員会が設けられて改正という必要があれば入れるということで対応するというふうにしたいと思います。

貴重な御指摘をいただきました。ありがとうございました。

いかがでしょうか、委員の皆様方。まだ時

間がありますので。追加の御提案をいただけたら。

よろしいでしょうか、皆様方。

あれだけ議論して、これだけしか書いていないのかというようなことを、大変申しわけないのですが、実はその内容は、これからの指針の中に、計画の中に織り込んでいく準備をしております。月曜日まで、本当に土日返上で皆様方からいただいた意見を事務局が熱心にチェックをしていたので、そして1字も漏らさないようにということにまず配慮して、きょう、この間、私も全部確認してきたつもりでした。ですので、もしここで見落としがあるといけませんので、遠慮なく、足りないというところがありましたら御指摘いただければと思いますが。まだ素案ですので、市長に提出してから今の意見を踏まえて、また修正が入る可能性があります、いかがでしょうか。

では、皆様方から御承認いただいたものとして、この会で素案を最終的には市長のほうに提出してよろしいでしょうか。

(「お願いします」との声あり)

○鈴木誠委員長 ありがとうございます。

それでは、随分たくさん、この間、時間をいただいてコメントも、ものすごくたくさんいただきましたので、それを盛り込んだ形にしたということを確認いただきましたので、これで市長のほうへ答申をするための素案としてここで了解をいただいたものとします。

ありがとうございます。

○加藤宏信副課長 ありがとうございます。

それでは、次第2番目になります「審議事項」について終わらせていただきます。

続いて、これで答申に入るわけなのですが、今、25分ほどですから、5分ほど、3分くらいですかね、ちょっと休憩をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(休憩 午後7時30分)

(再開 午後7時35分)

○古田部長 皆さん、大変お待たせしました。市長も会場のほうに到着しましたので、ただいまから地域産業総合振興条例審議委員会からの答申を始めさせていただきたいと思えます。

先生と市長はこちらのほうにお願いいたします。

写真撮影の方は、多分、中からのほうがいいと思いますので。

○鈴木誠委員長

「平成27年9月9日、新城市長穂積亮次様、新城市地域産業総合振興条例審議委員会委員長鈴木誠、新城市地域産業総合振興条例素案について、このことについて、当審議委員会において慎重審議の結果、別紙のとおり取りまとめましたので、答申いたします。よろしくをお願いいたします。」

(穂積市長へ答申書を手渡し)

○川合教正副部長兼産業政策課長 それでは、これから委員長から条例の素案の内容について、市長に若干の説明をさせていただくという形をとらせていただき、その後、各委員の方からも意見、御要望等を市長に直接お話しいただく機会をとらせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

○鈴木誠委員長 きょうはお忙しい中、ありがとうございます。

私ども16名の第9回の審議委員会を先ほど終了いたしまして、全会一致でこの答申素案についてまとめまして、先ほど答申をいたしました。

川合さんから、若干のというふうな前置きがあったということは、もうしゃべらなくていいという感じなので、これから大事なものは、実は今日、この答申に当たって16名の委員の皆様方からお時間の都合をつけていただけ

た方についてきょうはお集まりいただきましたので、委員の皆様方からこの条例のプロセスに関わって、どんなお気持ちを抱いたのか、あるいはこの条例は条例として、今後どのような、やはり政策、特に産業振興に関する施策を期待したいのか、そのあたりは各委員の皆様からコメントをいただいて、そして市長にお届けしたいというふうに思います。

そんな形でまずは始めていきたいと思いますが、よろしいですか。

○権田委員 今、鈴木誠先生から御紹介ありましたように、9回の審議会を経て、今日、答申をさせていただきます。

私は商工会の立場ということで参加をさせていただきましたし、この中では数少ない旧作手村ということで、その辺も踏まえて意見を言わせていただいたつもりであります。

答申につきましては、いろいろ皆さんで検討させていただきましたが、文章にするとなかなかわかりづらい部分もありますし、まだまだ全てがこれに盛り込まれているというふうではないというふうに私たちも思っていますので、またこれをたたき台として次のステップに進めるように市の御協力もいろいろと賜りたいというふうに思っておりますし、商工会といたしまして、やはり産業振興というのは非常に大切な部分ですので、商工会といたしましてもいろいろ、商工業の発展に寄与していきたいとは思っておりますけれども、またその面に関しましていろいろと御指導と御協力をいただけたらということで、今回は産学官金労ということで協力をしながらこの地域の産業、新都市の発展ということで条例をつくらせていただきましたので、またいろいろと御指導をいただきながら皆さんと協力して、この新都市がよりよい市になるように努力してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。以上です。

○海野委員 愛知東農協の海野でございます。

この条例の議論の中で、一番印象に残る思

いの部分が、今、権田さんのほうから出たように産学官金労、そういうそれぞれの部門、そういったところがお互いに連携をとって、そしてこの条例に基づいて風通しのよい協力し合えるオール新都市といいますか、そういった形の基礎になりうるべく内容を盛り込まれたというふうに思っております。よろしくお願したいというふうに思います。

○梅津委員 私は愛知労働者福祉協議会というところの東三河支部の梅津でございます。

出身は横浜ゴムで働かせていただき、労働組合の支部長です。

この条例の中でも、私はどちらかという労働者の立場ということではありますが、労働者はただ働くだけではなくて、やはり生活という意味では、やはり新都市が今後、発展をしていくということでは、1つはやはり生活権とかきちんと確立をしていかないといけないということもあるだろうし、もっと言えば、我々、今、言われています消滅都市ということでは、今度は事業としてもやはり人を雇えないということでは、これは産業としても成り立たないということでは、この思いも込めながら、やはりこの新都市、いかにこれから大きくしていくか、そういう意味では少し素案の中の前文にもあるように、やはり新都市だけではなくて全体、特に三遠南信だとかいろいろな言葉の中で協力をしながらということでは、そういった意味でこれからもこの条例が本当に一歩、また一歩と大きくなるように我々としても魂を込めてつくったというふうに思っています。

これからいろいろな部分で審議をされたり変わってくるときと思いますが、我々としては、思いとしては、やはり最後にはこんな新都市がいかに発展をするかということの中で言えたというふうに思っていますので、ぜひとも今後の議論の中で生かしていただきたいと、こういうふうに思います。以上です。

○青山委員 こんばんは。

医療福祉代表で出席させていただいてます特別養護老人ホーム麗楽荘の総長をしております青山と申します。

こちら、産業ということで、なかなか畑違い、場違いかなと思ひまして、ただ、皆さんのいろいろな意見を聞いていますと、やっとなと点が結ばれて線になったかなということに理解できました。

この文章の中で私が好きなのは「持続」と言う言葉がとても好きな言葉で、やはりこれからは持続していかなくてはいけない、継続していかなくてはいけないかなというように思っております。

ただ、今から始まったわけではなく、ずっと以前からいろいろな取り組みというものもなされてきたかと思ひます。やはりそれも掘り起こしながら、やはりそれをつなげて先に伸ばしていくということも大切かなと思ひますので、今までの努力というものも決して無駄ではないと思ひますので、今後、そういったものもつなげて、ぜひ未来ある、点が線、線が面となって、先のある新都市であってほしいなと思ひます。

もう一点、医療のこの前の会議をしたときに、医師会長の方がこの中の話の中で、人口が減っていくからどうしてもこうだということを言われたときに、「いや、人口が減っていくことが、今、問題である」ということで、こういう医療業界でなくいろいろな関係者と集まって話していかなくてはいけないという意見もありましたので、ぜひこれを機会にいろいろな老若男女、力を合わせていけば未来ある新都市になるかと思ひます。以上です。○菅谷委員 どうも初めまして。私は一般枠で公募によって選出されました菅谷と申します。よろしくお願ひします。

普通の人々の代表ということで参加させていただいたのですが、今、ちょうど新都市というのはすごく変わるときだと思ひます。

これに参加させていただいたことによって

行政の考え方とかそういったものも少し理解できるようになりましたし、あと、こうやって議論することによって何かのヒントが出るのです。そこからまた総合した良い知恵だとか、そういった案、そういったものをもっともっと肉づけされていけば、よりよい新都市になっていくと思ひますので、またこういった機会がありましたら、ぜひまた参加させていただければと思ひますのでよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○浅見委員 私も公募の若者枠という枠で参加させていただきました。

条例の内容については、素案にしっかりと盛り込んだつもりですので、今回は内容ではなくて仕事を進めるうちに感じた感想を2つお話させていただきたいと思ひます。

1つ目は、市役所の方と民間との間で仕事の進め方がちょっと余りにも違うのだなという点を感じたということです。根本的にPDCAサイクルというか、Plan・Do・Check・Action、こういった考え方が余り浸透していないのだなというふうに率直に感じました。もちろん非常に熱心に取り組んでいただいていたのですが、事前の計画書の段階からちょっと不透明かなという点もありましたし、だから新しいこと始めるに当たって市場調査ですか分析するのは絶対必要だと思うのですが、そこへ費用が組み込まれていなかったのです。結果、私たちが丸一日その作業に参加するというのが1週間のうち2回組まれるというようなことがあって、実際そこに参加しているときには、職員の方たちというのは市のお仕事なので多分お給料をもらいながらその日、来ていたと思うのですが、そういうものが、もちろん学生さんの協力もありましたけれど、ちょっと「抜け」があったのではないかなという点です。

それから、ヒアリングとかアンケートについても参加させていただきましたけれど、例

えば安心・安全という選択肢があったのですけれど、これは災害についてなのかそれとも犯罪についてなのか、あとは道路が整備されているという意味なのかというものが全然わからない状態で新城市のよいところは何ですか、安心・安全というふうに使われても、結局、使える情報なのかどうかというところが心配だなというふうに感じましたので、今後、この条例ができ上がった後にまた産業という観点では携わっていくとなると、民間事業者との間のかけ橋になっていただかないといけないと思うのですけれど、余りに民間の人たちとの仕事の進め方にギャップがあると余り共感が得られないのではないかなという心配がありましたので、意識の改善、それから意識改善をするといっても職員の方たちの中でするのではなくて、中途採用も始まっているかと思いますが、民間の血を少しでも入れて、そういうところから刺激を受けていただけるといいのかなと。

それから2点目なのですけれど、2点目はこの審議委員のメンバーの中で年代層によってすごく考え方が違うということに驚いたという点です。

私を含めて若年層と表現すればいいかわからないのですけれど、やはり情報社会の中で時代の流れに沿った考え方に基づいているのかなというふうに感じましたけれど、一方で年配の方と言ったら失礼なのかもしれないのですけれど、大先輩の方々はこれまで何十年も新城の遍歴を見てこられて、いかに古きよき新城を活かそうかという考え方をされているので、やはり話し合っても正面衝突のような感じかなということをややはり感じたので、市民の間でこれだけのギャップがあるという以上は、そもそも市民の間での市へ対する要望がまとまっていないということなので、また唯一、女性として参加させていただいたのですけれど、これは若者枠というだけで、たまたま私が女性ただただけだと思うのですけ

れど、委員長の御意向もあって女性が1人でもいないとだめだということで日程の調整等もすごく融通をきかせていただいたのですけれど、若者議会は若者議会とか、女性議員は女性議会というふうにはばらばらで考えているのではなくて、こういうふうに集まったときに女性もいて若者もいて大先輩の方々もいてというところで意見交換をしていかないと、市民としての意見がまとまらないのかなと。

さらには今後、協議会をつくっていくかと思うのですけれど、このときに、今回、私、すごく1人で大変だったなという印象はやはりあって、それから、また年代もそうなので、今後、若者の意見とか女性の意見を生かしていきたいと、もし、市長がお考えになっていただければメンバーの配分も調整をしていただければいいかなというふうな感想をもちました。

済みません、長くなりました。以上です。
○鈴木延良委員　お願いします。鈴木延良と申します。

前年の新城市区長会の代表として参加をさせていただきました。また区長は降ろさせていただきましたのですけれど、もう1年、委員会のほうは留任ということでお手伝いをさせていただきまして、非常に前向きな皆さんの御意見の中で立派な条例案を策定させていただきましたというふうに思わせていただきましたのですけれど、私もこの新城市の条例の運営に当たりましては、今、3年目を迎えました新城地域協議会のメンバーとして頑張らせていただいておりますものですから、この条例を通してこういった活動が、地域おこしとかコミュニティ事業だとか、そういった活動の活性化、そういうものを通して新城市の産業発展に少しでも寄与できるような努力をさせていただきたいというふうに思っておりますので、また今後ともどうぞよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○今泉委員　新城労務対策協議会ということ

で企業の立場から参加をさせていただきました。

日本の人口というのは減りつつありまして、もちろん国内の市場というものもどんどん縮小しております、企業として生き延びるためには海外市場を開拓するしかなくて、ともすると海外偏重の考え方をしがちな中であるかと思えます。そういう中で、あえて新城市だけは人口をふやそう、産業を活性化しようという皆さんの思いが込められた条例素案であるかと思えます。これを決めることが目的ではなくて、先ほど言いました活性化することが目的であるので、実際にはこれからが大変だと思いますけれども、新城が活性化することを企業の立場としても祈念いたしております。以上です。

○松本委員 先ほどは失礼いたしました。金融協会の松本でございます。

最初に差されてびっくりしたのですけれども、最後は最後でハードルが上がってしまったという。緊張しておりますけれども。

私は4月に新城のほうに異動してまいりまして、5月の会から参加させていただいて皆様のいろいろな意見をお聞きする中で、やはり皆さんのいろいろな意見が当然、女性、男性違いますし、若者、高齢者の先輩方の御意見というものはそれぞれいろいろ違ったのですけれども、やはり一番感じたのは、やはり地元愛とか新城愛というものが皆さんの根底に流れていて、その中でいろいろな意見を出して非常に僕も参考になりましたし勉強にもなったという委員会でありました。

そういった個々人とか新城に携わっている事業者であり、個々人のその思いとか愛という点を、先ほど青山さんもおっしゃいましたが、線にさせていただいて、さらに面に、横のつながりでいろいろ、縦ではなくて横のつながりでそれを面にしていって、さらに市長のお力も借りながらその面をぜひ地図にして、新城発展のベクトルというものをみんな

で合わせてやっていけば必ず何かが見えてくるというふうに思った会でした。

私もなれない中で皆さんにちょっと勝手なことばかり言って大変申しわけなかったなど思うのですけれども、この思い、愛、というものをぜひ大切に、これからも金融協会としてもお力添えをしていきたいと思っておりますので、ぜひ今後も御指導をよろしく願います。以上です。

○広瀬副委員長 まさか私の所までくるとは思いませんで。

私はこの審議会のほうに、議論の中に直接多くかかわったわけではないのですが、皆さんが話し合っているところを聞きながら、たまに発言をさせていただきました。そのときに感じたのは、やはりみんな何とかしたいという思いが強いのと、それから、この地域は決して捨てたものではないよという思いがみんなあるという。それを何とかこの条文の中に生かしたいな、あるいは特に前文ですよね、前文のところを本当にみんなが何回も意見の違う中でそれぞれ思いをぶつけあっていたというのが非常に印象的でした。

夜、毎回1時間から2時間くらい皆さんがお話しされているところを見て、「これは穂積市長、大変だぞ、答申されたら。」という思いが日々高まった審議会でありました。

どうもありがとうございました。

○鈴木誠委員長 皆さん、どうもありがとうございました。

委員長としてどういう立場に関わったかということを一言述べて終わりたいと思います。

私は皆さんの意見をまとめるという気持ちは全くありませんでした。皆さんにはそれぞれお立場があって、そして言いたいことがある。そういうものをとにかく組み込んでバランスの悪い内容をつくりたいというふうに思いました。バランスよくまとめてしまうと、そうするとそこには何ら委員の皆さんのカラーが出てこないし、言いたい言葉が出てこな

いということがあります。ですから、先ほど言いましたように、皆さんが言ったことは全て、実は確認させていただいて、たくさん言っていたいただいたことでも、一言でも、それを中に盛り込むということに費やす。それでも、先ほど言いましたように、医療という言葉で「あっ」というふうに思うところもありましたので、そこはぜひ素案を受けとめていただいた市長のほうでまた御検討いただければというふうに思います。

これから大事なことは、この条例素案、これを議会に諮っていただいて、そしてこれが成立するということが、とても私たち委員会にとっては大事なことになると思います。議会の中でまたさまざまな議論がされるでしょうけれども、この条例素案をつくるに当たっての委員の思いをまず汲んでいただきまして、そして足りないところもたくさんありましたけれども、さまざまな立場からとにかく思いを込めたところまでを受けとめていただいて、そしてそれを議会につないでいただいて、そして条例という形でまとまった後には、ここにいる方たちとともに、まだ市民の中には大変思いを強く持っている方たち、それから我々以上にこれから長く人生を歩んで、そして未来を築いていく人たちがいます。そして、そういう場として新城市は固有の全国の非常に率先した施策として女性議会であるとか若者議会等々、要は若者総合政策などというものができてきています。こういった既存の施策、制度というものを存分に活用してこれからの新城市の未来をつくっていく産業をこしらえていただけたら。

この産業というのは、狭い意味での企業活動にとらわれないで、企業活動が求めていることにも協力をしながら、合わせて文化を守ること、あるいは自然と共生すること、さらには差別のない社会であること、さまざまな課題にも応えていく産業という広い意味での産業をぜひ新城で作り上げて、そしてこれ

を活性化させていただければというふうに思います。

まとめにはなりませんけれども、皆さんのさまざまな思いが所狭しとちりばめられているつもりではありますので、またそのところを深読みしていただいて、ぜひ成立に向けて御尽力いただけたら幸いです。

以上で私のほうのまとめにさせていただきます。

きょうは皆さん、本当にどうもお忙しい中ありがとうございました。

最後に、では、市長のほうにコメントをいただきたいと思います。

○穂積市長 皆さん、改めましてこんばんは。市長、穂積でございます。

本当に約1年間以上と、昨年の7月が第1回でございましたので、以来、1年余にわたりまして正式の会議だけで9回、また各種アンケート、ヒアリング、ワーキングなど、多忙な皆さんの中で時間を割いていただきながら今日の答申までこぎつけていただけたことに、まずもって心から感謝を申し上げたいと思います。

昨日、実はこの答申の素案のゲラの段階でもらいまして、また、それに付随するアンケート調査、ヒアリング、それから女性起業家への聞き取りなどのことも一括して読ませていただきました。大変に私としては感動を覚える条例案でございました。また、その裏づけとしてのさまざまな調査・研究の実態を伴い、また、恐らく条例に結実させるに当たっての委員皆さんの間で交わされた議論の濃密さにも思いを馳せたところでございます。

前文をまとめたという議事録も読ませていただきまして、それぞれの言葉一つ一つに委員の皆さんの思いが込められていることもよく受けとめさせてもらいました。

現在、新城市では先ほど来からお話が出ているように、自治基本条例、地域自治区制度、それに続きまして若者議会、若者条例、そし

て議会の設置、そして今、政府が進めているわけですが、日本全国の自治体で「まち・ひと・しごと創生」という地域創生の課題に取り組んできておりますけれども、ここに今回の地域産業の総合振興条例が加わることによりまして、1つの輪が繋がったという感じがいたしています。

人口の減少というのは、もう既に日本国民共通の理解になっているわけですが、では、人口減少時代の何が問題でどんな社会がそこから来るのか、それに対して我々はどんな対応、行動をとっていくべきなのか、それについてはまだ十分な国民的な合意があるわけではありませんし、また、それぞれの立場によって取るべき行動も違って来るかと思えます。

東京圏の大都市の方々、山間地、過疎地の方々、地方都市の人々、また産業界でも、先ほど今泉さんがおっしゃいましたけれども、国内市場を主として仕事をしている方と、既にもう海外が主なシフトになっている方とも違うでしょうし、あるいは浅見さんが指摘していただいたように、今、もう既に生まれたときにはバブルが崩壊し、失われた10年と言われても何から何が失われたのかさえも、それが当たり前となってきている若者世代と、かつての古きよき時代を、残影を色濃くまだ心の中に観念の中に持っている世代とでももちろん違います。男性と女性でももちろん違うわけです。

その中で地方創生という課題から考えた場合には、人口が全体として減少していくのは、もうこれは当たりの条件としてみんな受けとめているわけですが、日本の抱える課題の1つは、余りにも急激な人口の不均衡といいますか、人口構成が大きく変わってしまって、旧来の社会保障ですとか地域の共同体でありますとか家族の形態とかいうものは急激に変わって行って、いろいろな不安定が出てきたり、あるいは格差が生じて

しまったり、あるいはさまざまな意味での不均衡がどんどん拡大をしていくのではないかとこの恐れ、それと同時に地方都市、いわゆる消滅可能性都市と言われたような、私どももそうなのですが、人口が、若い世代が減っていく中でもさらに若い世代が、流出が激しくなっていく地域、この課題に直面をしているわけですが、その問題に対してどうやって光を当てていくのか、今、市全体、地域全体が知恵を絞って、力を振り絞って対応をしていこうという新しい構え方を、今、我々は始めていると思います。

自治体の中では、今、いわゆる地域のなかの経済循環というものに改めて目を向け、エネルギーから消費まで含めた1つの地域の中でお金が回ったり人が回ったりする仕組みを何とかつくっていかう。それは単純に自給自足ができるなんて甘いことは何も考えていないわけですが、少しでも地域の資源や財源、人材が一方向的に流出をしていってしまっていて、地域で生まれた富が外部にただ流れていくだけではないかという思いもありますし、逆に人をいかにひきつける魅力をもった地域をつくっていくのかへの挑戦でもあろうというふうに思うわけです。そういうところからいろいろな知恵、あるいは努力が地方自治体の中で生まれていくと思います。

新都市では、新しい時代環境、新東名の開通を含めた外部環境の変化も含めて地域の活性化のためにどのような人のつながり、関係を築き、もう一回築き直していくのかということに大きな焦点を当てながらまちづくりに取り組んでいってきていると思います。

今回の条例の中にいろいろ新しい観点を盛り込んでいただきました。最終的には、これは昨日、私自身、条例を見て改めて言葉として目に飛び込んできた産業自治という言葉、概念を、この条例の中に入れていただいたわけですが、そのところに集約されるいろいろな要素がこの地域産業総合振興条例

の中に盛り込んでいただけたと思います。いわゆるコミュニティビジネスであるとか、女性や若者の起業、創業をいかに支援していくのかであるとか、こういう問題と、それから浅見さんがちょっと指摘していただきましたが、その中で行政の職員がどういう働き方をしていくべきなのかという問題もこの中で気づきを与えてくれるように思っています。

ちょっと話をしだすと長くなるので、できるだけ簡潔にしたいと思いますが、特に私が感銘を受けた、いろいろなところ、全てに感銘を受けましたけれども、女性起業家との意見交換というので、いろいろなポイントが出されてきています。

恐らく新城市が抱える課題の一番大きな問題は、若い女性の世代の流出が全世代の中でも一番激しくなっているという、最近の人口動態がございませう。一方で70、80代では、転入者が逆に多くなっているという実態もあります。そして、地域産業の全体の循環というものが十分に機能していない中で、若い女性の流出が激しい。

この問題は、単に若い女性の問題にとどまらず、それと同世代の男性の行動を大きく左右し、そして彼らが支えるべき高齢世代の生活のあり方に大きな影響を及ぼし、そして次に生まれてくる人たちの数や、あるいはその生活の仕方に次の時代には大きく反映をしてきて、そしてそれは行政や医療などの、福祉などの業務に多大な影響を及ぼしてきます。

そういう意味で、どこに我々がこの新城市の活性化のための突破口や重要な結節点、ポイントを定めていくのかというときに、この今日の地域産業総合振興条例、それを裏づけたさまざまなヒアリングの調査の結果、あるいは女性起業家との聞き取りの問題など、ある意味では新城市の住みにくさを、あるいはさまざまな目に見えない世代間のバリアをいかに取り払っていくのかということに新しいビジネスのチャンスを見い出していけるよう

な世代をつくり上げていくこと。

そこにさまざまな資金や支援が行き届くようにしていくこと、それは新城市の、ある意味ではこれまでの住みにくさを逆にサポートしていくようなコミュニティビジネスかもしれませんし、若者の新しい視点での起業かもしれません。あるいは、女性が生活の中で気づいた不便さを自分が逆にそのサービスを供給することで仕事にしていくという新しい流れかもしれません。あるいは観光という面で新しい流れを、人を呼び込む仕掛けかもしれませんけれども、今、現状をしっかりとみんな直視をし、それぞれの角度から光を当てて全体像を浮かび上がらせていき、そこから逆に我々の、ある意味ではもう一回のまちの作り直しのような取り組みが始まっていくのではないかなと、こんなことをこの答申を拝見しながら強く思った次第でございませう。

鈴木委員長の取り分けの中で、また委員の皆様御努力の中でまとめていただいた答申でございませう。これをいま一度、市役所全体で共有をいたしまして議会に趣旨をしっかりと説明をし、条例制定をするとともにさまざまな地域創生の取り組みにこれをジョイントさせていって、逆に地域産業の新しい流れをここからつくっていくし、また、いかなければならないというふうに思いました。

非常に意義のある、恐らく新城市の発展の歴史の中に、1つ大きく記録として刻まれるであろう条例の素案であると思ひますし、また何よりもそれぞれの立場立場の垣根を越えながら議論をいただいたり、あるいはヒアリング、先進地の視察などに動いていただいたそのエネルギーの全体がこれからの新城市の産業自治にとっての最大の財産になるものと思ひます。地方の経済が大きく揺れ動く中で新しい橋頭堡（きょうとうぼ）を一步築けたように思ひます。

皆さんの努力に心から敬意と感謝を申し上げながら、この条例を必ず新城市の地域の活

性化につなげていく決意をお約束申し上げましてお礼にかえたいと思います。本当にありがとうございました。

○川合教正副部長兼産業政策課長 ありがとうございました。

今から皆さんと市長を囲んで、委員長を囲んで、記念撮影をさせていただきたいというふうに思いますので、済みません、そちらのほうにまた並んでいただいて、お願いをしたいと思います。

(委員会全体記念撮影)

○川合教正副部長兼産業政策課長 今、お配りさせていただいたものが、条例の答申書の写しでございます。こういう形で市長のほうに答申をさせていただいたということで御了解をいただきたいと思います。

それで、この後の内容に移らせていただきたいと思います。

この後、市のほうの動きとしましては、市の内部調整をした上で、もう一度、市民の方に条例の素案を見ていただくということでパブリックコメントというものをとらせていただきます。こちらの予定としましては、9月19日から10月20日までをパブリックコメントをお寄せいただける期間とさせていただこうと思います。

むろん皆様にも条例の素案にどんな意見が出てきたかというものを見守っていただく、というのはちょっと語弊があるのかもしれませんが、そういう状況で意見はこんなふうに出ましたよというものも委員長を通じて、また、本来は答申書が提出されると任期は終わりということに委嘱状ではなっておりますけれども、やはりこれからも見守っていただきたいということもございまして、委員長とも相談させていただいたところ、そういう形でフォローしていただく方を、応援していただく方を、いかにふやしていくかということも必要だろうということでお話を伺いましたので、そういう形をとらせていただいて進めさ

せていただきたいというふうに思っております。

その後は、再度の例規審査会といいまして、先ほど法務の方というふうに御紹介させていただいた内容をもう一度条例という形の中で案をつくらせていただいて12月の議会に上程をする予定としております。

ここまでが、今、お話しできる部分ということで御了解をいただきたいというふうに思います。

それから、今まで、本来ですとこういう集まりをするときには、少しこういうかたい席ではなくて、ということもお話ございましたけれども、なかなかそういう機会もできませんでした。ですので、改めて食事会というような形で日程を組まさせていただきたいというふうに思います。きょう、実は加藤委員のほう、湯の風HAZU、はづグループを運営されている加藤委員のほうに会場をお願いできないでしょうかという話をさせていただいたところ、うち以外でやってくれと、私がゆっくりできないからという話があったので、加藤委員のほうからそういうお話もございまして、ぜひともほかの場所でさせていただこうということで加藤委員のほうの御了解もいただきました。できれば市長の日程も確認させていただいて、今後の応援をどういうふうにしていくかというような話もその中でできたらなというふうに思いますので、その日程につきましては、また日程を調整させていただいてなるべく大勢の方が出ただけのような機会とさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では、委員長、よろしいですか。

○鈴木誠委員長 はい。

○川合教正副部長兼産業政策課長 では、ちょっと時間のほうも8時を過ぎて大変恐縮です。

審議会のときより少し早く終わりたいなど

いうふうに思いましたので、これで第9回の
新城市地域産業総合振興条例の審議委員会を
閉じさせていただきたいというふうに思いま
す。

きょうはどうもありがとうございました。

長い間ありがとうございました。